議　　第　　１６２　　号

平成２８年 ６ 月１０日提出

熊本市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正について

熊本市職員の倫理の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の倫理の保持に関する条例（平成２０年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３条に規定する教育長

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。